

基幹型臨床研修病院の指定継続について

1. 趣旨

基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、「年間入院患者数 3,000 人以上」を 2 年以上にわたり満たしていない病院が基幹型臨床研修病院として適当であるか実地調査を行い、指定継続をしようとする時、あらかじめ、広島県医療対策協議会の意見を聴くもの。

2. 実地調査概要

入院患者数にかかる指定基準を満たしていない次の 2 病院に対して、厚生労働省から示された「臨床研修病院の実地調査実施要綱」に基づき、①臨床研修病院の外形基準の適合状況の確認、②研修医の診療経験に関するアンケートやプログラムに関するインタビュー等の実施、③研修医の症例提示等により、病院の適切な指導・管理体制及び研修医の基本的な診療能力の習得について実地により調査を実施した。

3. 調査結果

実施調査の結果、適切な指導体制が確保されている、かつ、研修医が基本的な診療能力を習得できることが確認できたことから、2 病院について、基幹型臨床研修病院として適当と認め、指定を継続する。

【参考：根拠法令】

医師法

第 16 条の 2

- 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。
- 一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。
 - 二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
 - 三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修にかかる省令

第 17 条の 2

都道府県知事は、臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が法第十六条の二第三項各号に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。